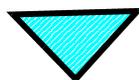


維持管理費負担金の廃止について

1 基本的な考え方

- (1) 国が管理する施設については、国土保全や広域的な交通の確保等の観点から、国において施設の管理水準が決定されるものであり、維持管理費は管理主体である国が全額を負担すべき。
- (2) 都道府県管理施設の維持管理費については、都道府県が負担していることから、国管理施設については国が全額を負担すべき。
- (3) 機材の応益負担分が適正に請求されていないなど、特に、維持管理費については不明瞭な請求が多い。



平成 22 年度から廃止

なお、平成 21 年度分の取扱については、建設事業に準じて「維持管理業務に直接要する経費」を基本とし、建設事業と維持管理事業に係る経費を明確に区分すること。維持管理業務の履行が確認できる資料を提出すること。

2 廃止に向けた当面の取組

維持管理費負担金の来年度からの廃止を含む直轄事業負担金制度の抜本的な見直しを平成 22 年度予算の概算要求等に着実に反映するよう要請。